

(仮称) 大田区個人情報の保護に関する法律施行条例 (素案)
に対する区民意見等の募集について

1 背景、目的

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）が改正された。

改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体へ直接適用されることとなるため、区は大田区個人情報保護条例を廃止し、必要な事項について規定する（仮称）大田区個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、改正後の個人情報保護法の規定に則り、引き続き適切な個人情報の保護に努めていく。

2 条例案の骨子

項目	骨子
費用負担	開示等の請求に係る手数料は、無料とする。 開示等の請求に基づき交付する写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。
請求に対する決定等	自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあつては14日以内に、その他の請求にあつては20日以内に、当該請求に応じるか否かを決定し、その旨を書面により速やかに請求者に通知する。
大田区情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び意見照会	実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大田区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。 区長が必要と認める事項について、実施機関は大田区情報公開・個人情報保護審議会へ意見を求めることができる。

3 パブリックコメントの実施期間

令和4年8月22日（月）から9月12日（月）までの間（22日間）

4 募集方法

- 条例素案の概要を区のホームページに掲載するとともに、区政情報コーナー、各特別出張所、総務課において閲覧できるようにしたうえで、区民等から意見を募集する。
- 意見の提出は、総務課への郵送、ファクシミリ、電子申請、持参によって受け付ける。

5 今後の予定

令和4年第4回区議会定例会に議案を提出予定